

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及びその関連法令の四段表

<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）等</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化に関する基本方針（平成三十年農林水産省告示第二千二百七十九号）等</p>
<p>目次</p>			
<p>第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 食品等の流通の合理化のための措置 第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条） 第二節 食品等流通合理化計画（第五条・第六条） 第三節 支援措置 第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務（第七条・第八条） 第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務（第九条―第十二条） 第三款 雑則（第十三条―第十五条） 第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六条―第二十六条） 第三章 食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条―第二十九条） 第四章 雑則（第三十条・第三十一条） 第五章 罰則（第三十二条―第三十四条） 附則</p>			
<p>第一章 総則</p>			
<p>第一条（目的） この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援</p>			

措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品の医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるもの

2 是、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱の過程をいう。

3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために、食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために、若しくは食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするその他の措置をいう。

第一（食品等に含まれる農林水産物等）

第一条 食品等に含まれる農林水産物等（以下「法」という。）は、第二号の農林水産物の原料又は材料とし、第二号の農林水産物の原料とする。

2 法第二号の農林水産物の原料又は材料として使用されるものは、飲食料品の原料とする。

第三條 (留意事項)
食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)

が、多様化する需要に即して、創意工夫を發揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要があること。

二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四條 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
2 基本方針においては、次に掲げる事項

第1 食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講ずべき措置

1 食品等の流通の合理化の視点(法第1条及び第3条第1項関係)

- を定めるものとする。
- 一 食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項
 - イ 食品等の流通の効率化に関する措置
 - ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
 - ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置
 - ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に關し必要な事項
 - 三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
 - 四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。
 - 五 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

食品等の流通においては、消費の面では、生鮮品のままで需要が減少し、加工食品や外食での需要が拡大するほか、価格のみならず品質、衛生等への関心が高まっている。また、流通の面では、小売店の大規模化が進み、インターネットでの通信販売や産地直売の拡大等、多様な手段の確保にも支障が生じてきている。

このため、国民生活に欠かすことのできない食品等を適正な価格で安定的に供給するためには、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしている食品等の流通について、食品等流通事業者の創意工夫をいかした合理化を図り、食品等の付加価値の向上や新たな需要の開拓を実現することにより、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与することが期待されている。

2 措置の方向性（法第4条第2項第1号関係）

食品等の流通を取り巻く最近の情勢に鑑みると、食品等流通事業者は、その創意工夫を發揮し、必要に応じて関係事業者と連携して食品等の流通の合理化に取り組む必要がある。

(1) 食品等の流通の効率化に関する措置（同号イ関係）

食品等の流通は、主にトラック輸送に依存しているが、産地が消費地から遠隔に位置しているほか、出荷量から遠隔に位置している場合は、輸送の温度管理が重要である。冷蔵等の温度管理が重要である等、輸送上の負荷が大きい。特に近年では、産地での集荷や消費地での荷降ろしの際のドライバーの待ち時間の長期化、手積み、手降ろし等、荷役作業の負担が課題となっており、トラックドライバーが課題となっており、コストの上昇要因になるのみならず、食品等の輸送

① 産地では、段ボールや紙袋のばら積みから、段ボール等をパレットに載せた荷姿で出荷し、消費地まで一貫してパレット輸送を行うよう転換する。また、各産地の出荷量が変動する中でも集荷量を予測して効率的に合ったトラックを手に配して効率よくルートを通って集荷できるような情報通信技術を活用した効率的な集荷システムを構築する。

② 産地から消費地への輸送に当たっては、集荷場、卸売市場等の既存施設をストックポイントとして活用し、複数の荷主の荷物を共同輸送することによりトラックの積載率を高め、幹線輸送の効率性を高める。また、産地から消費地までが遠隔な場合には、トラック輸送から鉄道輸送又は船舶輸送に切り替え、長距離輸送を効率的に行うモーターシフトを実施する。

③ 消費地では、物流拠点での荷降ろしに当たり、トラックドライバーの待ち時間を最小化できるように、情報通信技術を活用したトラック予約受付システムを構築する。また、小売店等への多頻度かつ少量の輸送に当たり、複数の小売店等の荷物を共同輸送することにより、輸送の効率性を高める。

④ 以上のほか、インターネット通販、宅配等の販売ルートが多様化する中で、取引自体は産地が自ら、物流は個別輸送を選択する一方、輸送の効率性を高めることにより、

- (2) 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置（同号関係）
 食品等に係る消費者のニーズは、近年、価格の安さや国産志向のほか、鮮度等の品質、安全性等に向かっている。
 このため、食品等流通事業者は、食品衛生法（昭和39年法律第110号）に基づき HACCP に沿った衛生管理等の実施が求められているほか、次のような取組を実施し、食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化を図ることが期待される。
- ① 産地の集荷場や加工業者の加工施設等において、出荷物を輸送する際に用いるパレットや容器に電子タグ等を添付し、冷蔵保管施設等での温度管理、物流施設等での出荷管理を行う。
 ② 卸売市場等の物流施設において、低温卸売場や冷蔵保管施設等を整備し、コールドチェーンを確保する。
- (3) 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置（同号関係）
 近年、情報通信技術その他の技術は急速に進展し、人工知能（AI）やモノとインターネットを接続して相互に制御するモノのインターネット（IoT）、様々なデータを連結して保管するブロックチェーン技術等の利用が進みつつあり、食品等の流通においても AI による需要予測に合わせた商品提供等が見込まれる。
 このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等の流通における情報通信技術等の技術の利用を図ることが期待される。

- ① AI、ビッグデータ等を通じた需要予測を活用し、食品等の供給時期、供給先、供給量等のマッチングを行う。
- ② IoT等を活用し、効率的な集荷システムやトラック予約受付システムを構築するほか、ロボット等を活用することにより荷積み、荷降ろし等の荷役作業の負担を軽減する。
- ③ また、電子タグを活用して受発注、在庫状況、決済等の商品管理を効率化する。
- ④ 商品管理にブロックチェーン技術等を活用し、誰がいつ関与したか等を明らかにすることにより、食品等のトレーサビリティを確保する。
- ⑤ 画像解析技術等を活用し、個体格差の大きい生鮮食料品等であってもインターネットでの通販、宅配等の事業を効率化する。
- (4) 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置(同号ニ関係)
- 、国内では、単身世帯、高齢者世帯、共働き世帯等の増加に伴い生活様式が変化し、外食、中食、加工食品等へのニーズが高まっているほか、小売段階での食品等の小分け、少量化等が求められている。また、国内人口が縮小傾向にある中で、食品等の販路を拡大していくためには、食品等の輸出に積極的に取り組む必要がある。
- このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等に係る国内外の需要への対応を図ることが期待される。
- ① 外食等の原材料の需要等に配慮するため、実需者との契約取引による長期にわたる安定的な供給を行う。
- ② 単身世帯、高齢者世帯等の小分け需要に配慮するため、生鮮食料品

- (5)
- ③ 等の消費される形式の少量化等、
 ③ 即消費される形で供給を行う。
 ③ 国外の需要に合った品揃えで、ま
 とまった量の輸出を行うため、保
 冷施設等を備えた輸出拠点となる
 物流施設の整備等を行う。
- ① 迅速な取組を実施し、こうした変化に
 対応することが期待される。支
 障が生じる事態が発生している。
 緊急事態に備え、事業継続計画（
 BCP）の策定のほか、地方公共
 団体との食品等の供給に関する連
 携協定の締結等を行う。
- ② 訪日外国人旅行者の消費需要を
 幅広く吸収するとともに、消費傾
 向等をビッグデータとして蓄積す
 る等の手段として、キャッシュレ
 スの決済サービスが注目を浴びて
 いる。食品等の流通においても、
 キャッシュレス決済の進展により
 、レジ作業の効率化、需要予測に
 基づく品揃え等が可能となる。こ
 うした変化を踏まえ、キャッシュ
 レス決済を積極的に取り込むこと
 もに、業界ごとや課題ごと共通
 のプラットフォームとして情報ネ
 ットワークを構築し、早期かつ安
 価に刷新していく。
- ③ 国際連合の持続可能な開発目標
 （SDGs）では、2030年までに
 達成する取組として、廃棄物の発
 生防止、削減等を掲げている。こ
 うした変化を踏まえ、輸送段階で
 はコンテナ流通、販売段階ではパ
 ッキングを省略したばら売りを削
 減する。通じてプラスチック利用を削減す
 る。

第二節 食品等流通合理化計画

(計画の認定)

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画(以下「食品等流通合理化計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 食品等流通合理化事業の目標
- 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期
- 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(食品等流通合理化計画の認定の申請)

第二条 法第五条第一項の規定により食品等流通合理化計画の認定を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣の申請書には、申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)を添付しなければならない。

第2 必要な事項
その他食品等の流通の合理化に関する

- ① 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付け(法第7条関係)
施設整備等に係る長期かつ低利の資金調達を支援する。
- ② 株式会社日本政策金融公庫の債務保証(法第8条関係)
海外で事業を展開する場合、海外の現地金融機関からの資金調達を円滑化する。
- ③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資等(法第9条から第11条まで関係)
食品等流通合理化事業等支援基準に照らして適切な食品等流通合理化事業を出資等により支援する。
- ④ 食品等流通合理化促進機構の債務保証(法第5条から第8条まで関係)
国内の民間金融機関からの資金調達を円滑化する。

四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

第六条 (計画の変更等)

第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の規定に係る食品等流通合理化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、

第三條 (食品等流通合理化計画の変更の認定の申請)

第六條第一項の規定により食品等流通合理化計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前條第二項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節 支援措置
第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

第七條 (資金の貸付け)
「公庫」というのは、株式会社日本政策金融公庫(平成十九年法律第五十七号以下「公庫法」という。)第十一條に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指
定するものの貸付けの業務を行うことができる。
一 中小企業者(公庫法第二條第三号に規定する中小企業者をいう。次條第一項において同じ。)
その償還期限が十年を超える資金

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七條第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金(平成三年大蔵省・農林水産省告示第五号)

第一 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 食品等製造業者 食品等の製造又は加工の事業を行う者をいう。

二 食品等製造事業協同組合等 次に掲げる法人であつて食品等製造業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするものをいう。

1 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

2 協業組合、商工組合及び商工組合連合会

3 消費生活協同組合連合会

4 水産加工業協同組合連合会

三 農業協同組合等 次に掲げる法人であつて農林漁業者を構成員とするものをいう。

1 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

3 森林組合及び森林組合連合会

4 1から3までに掲げるもののほか、農林漁業者又はこれらに掲げる法人の出資又は拠出に係る法人であつて、農林漁業の振興を図ることを目的とするもの

四 食品等販売業者 食品等の販売の事業を行う者をいう。

五 食品等販売事業協同組合等 次に掲

げる法人で食品等販売業者を構成員とするものをいう。

六
あつて地方公共団体以外のものをいう。

1 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集卸売場を含む。以下同じ。）を開設する者

2 卸売業者（卸売市場に出荷される食品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。以下同じ。）

3 仲卸業者（卸売市場において卸売を受けた食品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。以下同じ。）

4 仲卸業者を構成員とする事業協同組合及び事業協同小組合
第二
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

一
食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農林協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの

1 農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得

2 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得

3 農地所有適格法人への出資

4 農林漁業に關連する事業を行う食

品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農林協同

<p>4 出資提携による支配関係の構築のため</p>	<p>4 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本</p>	<p>3 譲り受けることに伴う当該卸売業者の業務の費用の支出若しくは権利の又</p>	<p>2 権利の取得は特別の費用の支出若しくは情報の処理若しくは改良の作成若しくは</p>	<p>1 自動仕分け・搬送・保管・定温輸送車、品質管理保全施設、加工・調整施設又は包装・こん包施設、改良の作成若しくは権利の取得若しくは</p>	<p>三 卸売市場開設者等が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要な</p>	<p>2 業務に必要ならしめられた加工、販売に係る品質の改良、造成又は情報処理の設備の改良、造成又は</p>	<p>1 必要集出荷施設又は情報処理設備の改良、造成又は情報処理設備の改良、造成又は</p>	<p>二 組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するため必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの</p>	<p>6 場合から5までに掲げる事項を行うために必要かつ不可欠な施設の改良</p>	<p>5 組合等が共同して行うもの</p>
----------------------------	--	--	---	--	---	--	--	--	---	-----------------------

二 農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であつて農林水産省令・財務省令で定めるもの。これらの者が資本市場から調達することが困難な資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。
 3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについては、公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号ロ、第四十一條第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第六号	掲げる業務
	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号以下「食

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）に關する法律（平成三年法律第五十九号）第七條第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については三期間を含め十五年、据置期間については三年とする。

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七條第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人は、次に掲げる法人とする。
 一 農事協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合法人
 二 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
 三 森林組合及び森林組合連合会
 四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者又はこれらの号に掲げる法人の出資又は振興を図ることを目的とするもの

<p>第六十 第四十 第一項 第四号</p>	<p>第五十 第八及 第十九 第五項</p>	<p>第五十 第三條</p>	<p>第三十 第二項 第一號 及第一 第四十 第一號 第二號</p>	<p>第十二 條第一 項</p>	<p>掲げる 業務</p>	<p>品等流 通法「 七条第 一項に 規定す る業務</p>
<p>又は別 表第二 項に掲 げる業 務</p>	<p>この法 律</p>	<p>同項第 五号</p>	<p>同項第 五号</p>	<p>又は別 表第二 項に掲 げる業 務</p>	<p>掲げる 業務</p>	<p>品等流 通法「 七条第 一項に 規定す る業務</p>
<p>若しく は別表 第二号 に掲げ る業務 又は食 品等流 通法第 七条第 一項に 規定す る</p>	<p>この法 律、食 品等流 通法</p>	<p>食品等 流通法 第七條 第一項 に規定 する業 務並び に第十 一條第 一項第 五号</p>	<p>食品等 流通法 第七條 第一項 に規定 する業 務並び に第十 一條第 一項第 五号</p>	<p>若しく は別表 第二号 に掲げ る業務 又は食 品等流 通法第 七条第 一項に 規定す る業 務</p>	<p>掲げる 業務及 び食品 等流通 法第七 條第一 項に規 定する 業務</p>	<p>品等流 通法「 七条第 一項に 規定す る業務</p>

第七十三号	第十一条	同項第五号	業務
第十一条及び第七号	第十一条及び第七号	食品等流通法第七号	
別表第九号	又は別表第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等流通法第七号第一項に規定する業務	

2. (債務の保証)
 第八條 公庫は、公庫法第十一條の規定にかかわらず、認定事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定計画に従って海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。
 前項に規定する債務の保証は、公庫法

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八條第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令（財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）
 第一條 (定義)
 この省令において「子会社」とは、中小企業者若しくは発行済株式の総額、出資口数の総数若しくは出資価額の総額、額の百分の五十以上に出資を有する事業若しくは株式若しくは出資を有する事業若しくは第一号若しくは第二号に該当し、かつ、当該中小企業者の役員若しくは従業員

の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第一号の下欄に掲げる業務とみなす。

が、その役員の数に二分の一以上を占める事業をいう。当該中小企業者が、当該事業の発行済株式の総数の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
二 当該中小企業者が、当該事業の発行済株式の総数の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資額が他の者の有するものをも下回っていないこと。

第二条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）

（海外における中小企業者に準ずるもの）
産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるものは、他の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）以下この条において「外国法人等」という。）であつて、中小企業者がその経営を事実的に支配している認められるものとする。
一 当該中小企業者が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上を占める数又は額の株式等を有する外国法人等
二 次イ又はロに該当し、かつ、当該中小企業者の役員又は従業員が、その役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の数の二分の一以上を占める外国法人等
イ 当該中小企業者が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する

数又は額の株式等を有していること
 口 当該中小企業者が、当該外国法人
 等の株式等の総数又は総額の百分の
 二十以上百分の四十未満に相当する
 数又は額の株式等を有しており、か
 つ、その有する株式等の数又は額が
 他のいずれの者の有するものをも下
 回っていないこと。
 三 当該中小企業者の子会社若しくは前
 二号の外国法人等（以下この条におい
 て「子会社等」という。）又は当該中
 小企業者及びその子会社等が、その株
 式等の総数又は総額の百分の五十以
 上に相当する数又は額の株式等を有す
 る外国法人等
 四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該
 中小企業者の子会社等又は当該中小企
 業者及びその子会社等の役員等又は従
 業員が、その役員等の総数の二分の一
 以上を占める外国法人等
 イ 当該中小企業者の子会社等又は当
 該中小企業者及びその子会社等が、
 当該外国法人等の株式等の総数又は
 総額の百分の四十以上百分の五十未
 満に相当する数又は額の株式等を有
 していること。
 ロ 当該中小企業者の子会社等又は当
 該中小企業者及びその子会社等が、
 当該外国法人等の株式等の総数又は
 総額の百分の二十以上百分の四十未
 満に相当する数又は額の株式等を有
 しており、かつ、その有する株式等
 の数又は額が他のいずれの者の有す
 るものをも下回っていないこと。

第三條（金融機関）
 第三條 法第八條第一項の農林水産省令・
 経済産業省令・財務省令で定める金融機
 関は、次に掲げるものとする。
 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九
 号）第二条第一項に規定する銀行（外
 国において支店その他の営業所を設置
 しているものに限る。）
 二 外国の法令に準拠して外国において

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

第九條 (出資等) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号。第十二條において「支援機構法」という。)第二十一條第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者(認定事業者のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下この條において同じ。)に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。))のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金をいう。)の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定に

銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。)

三 外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となつている金融機関(前号に掲げるものを除く。)

五 四 農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫

第五條 (支援機構の予算の添付書類) 支援機構(以下「支援機構」という。)は、法第九條各号に掲げる業務を行う場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号。以下「支援機構法」という。)第二十八條第一項の規定により予算を提出するときは、法第九條各号に掲げる業務に係る経理と他の業務に係る経理とを区分して整理した書類を添付しなければならない。

第六條 (支援機構の財務諸表の添付書類) 支援機構は、法第九條各号に掲げる業務を行う場合において、支援機構法第三十條の規定により貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出するときは、法第九條各号に掲げる業務と他の業務との区分ごとの収支の状況その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

- より有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支
- 援対象認定事業者が保有する有価証券の取得
- 六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得
- 七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- 八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置
- 九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣
- 十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言
- 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動（次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第十條 (食品等流通合理化事業等支援基準)

農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。）の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）を定めるものとする。

2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨とし

○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
食品等流通合理化事業等支援基準（平成三十年農林水産省告示第二千三百三十六号）

支援機構が食品等流通合理化事業等支援の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1 支援の対象となる食品等流通合理化事業が満たすべき事項
支援機構及び支援機構が行う出資の対象となる食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援機構等」という。）

- 3 定めるものとする。
 業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めるときは、これを公表するものとする。

- 2 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準等
 支援機構等は、食品等流通合理化事業に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。
- (1) 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準
 当該食品等流通合理化事業について、出資後に事業の収益性の向上が図られるよう継続的な支援を行う観点から、5年から7年程度の期間にわたって出資と経営支援とを一体的に実施すること。
- (2) 支援機構等が支援の内容を決定するに当たって構築すべき体制
 ① 出資及び経営支援の適正な実施
 ア 食品等の流通又は金融に関する知識及び経験を有する者を確保するとともに、外部の専門的知見を活用するなど、支援を確実に実施できる体制を整備すること。
 イ 事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより、出資全体と
- は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業のうち、次に掲げる事業の支援を満たす食品等流通合理化事業を支援するものとする。
- (1) 食品等流通事業者が新たな技術を活用して、情報処理システム及び物流設備を整備し、出荷事業者や販売事業者等の共用に供することにより、食品等の流通の合理化を図るものであること。
- (2) 公的支援の性格を踏まえ、かつ民間資金のみでは資金の調達が十分に行われない場合であって、支援機構等の支援により、食品等流通分野において一定の事業規模からの拡大が見込まれるものであること。
- (3) 支援機構等が出資した資金について、収益性を確保した上で、支援決定から一定期間内に回収が見込まれるものであること。

- ② 運用の透明性
 しての長期収益性の確保に努めること。
- ③ 関係施策等との連携
 食品等流通合理化事業に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努めること等により、運用の透明性を確保すること。
- ① 出資手法に関する事項
 (1) 直接出資に関する事項
 支援機構は、食品等流通合理化事業に対し直接出資を行う場合には、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。
- ② 民間事業者等からの出資が見込まれるものに対して支援を行うこと。
 ③ 支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体並びにその他の官民ファンドが認定事業者に対して有する議決権の合計を当該認定事業者の総議決権の2分の1以下とすること。ただし、2分の1を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 間接出資に関する事項
 支援機構が食品等流通合理化事業に対し間接出資を行う場合における食品等流通合理化事業支援団体の選定又は監督については、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成25年12月2日農林水産省告示第2526号）4(1)の規定を準用する。この場合に

第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行うときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従って、その対象となる認定事業者又は食品等流

(支援決定)

4

において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準4(1)イ(イ)ただし書中「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は対象事業者」とあるのは、「認定事業者」と読み替えるものとする。

出資の回収等に関する事項
出資の回収等を行う場合において、支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 認定計画の確実な実施に配慮した議決権の行使
認定事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、認定計画が確実に実施されることを旨とするとも、事業の確実な実施を通じた投資収益の最大化についても配慮すること。

(2) 投資収益の最大化が確実に見込まれる出資回収
出資の回収に当たっては、経済情勢、認定事業者の事業の状況その他の事情を考慮して、当該出資に係る株式又は持分について、認定事業者その他の第三者に対して、株式公開、第三者への一括売却、自社株買い等の方法の中から、投資収益の最大化が確実に見込まれる方法を選択して譲渡すること。

(注) この支援基準における用語のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成30年法律第89号)において定義が定められているものについては、その例による。

<p>第六條 第一項 第六號</p>	<p>業務</p>	<p>業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）以下「食品等流通法」という。</p>	<p>通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。</p> <p>2 支援機構は、食品等流通合理化事業等ときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。</p> <p>4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると思はれるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができ。</p> <p>第十二條 第九條の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第七項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。</p>
----------------------------	-----------	--	--

第十五条第二号	第十五条第一号	
内容	第二十一条第一号	
<p>内容並びに食品等流通合理化事業等支援の対象となる認定事業者（食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。第二十四条第一項及び第二十条において同じ。）又は食品等流通合理化事業等支援の対象となる認定事業者（食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。第二十四条第一項及び第二十条において同じ。）をいう。第四号及び第十号において同じ。</p>	<p>第二十一条第一号及び食品等流通法第九条第八号</p>	<p>号に掲げる業務</p>

<p>第二十四項第一号</p>	<p>第二十四項</p>	<p>第二十一項第十六号</p>	<p>第十五項第三</p>	
<p>とき</p>	<p>前条第一項</p>	<p>前各号</p>	<p>支援対象事業 活動支援団体</p>	
<p>第二十七項及第二十四項にお ける事業者等 の流通業務に 関する規定は 本法第一号に 規定する食品 の流通業務に 関する規定に 準ずる。</p>	<p>前条第一項又 は食品等流通 法第十一條第 一項</p>	<p>前各号及び食 品等流通法第 九條各号</p>	<p>支援対象事業 活動支援団体 並びに食品等 流通法第九條 第一号に規定 する事業者等 （以下「支援対 象認定事業者 」という。） 及び同條第二 号に規定する 支援対象食品 等流通合理化 事業支援団体 （以下「支援 対象食品等流 通合理化事業 支援団体」と いう。）</p>	<p>援の内容</p>

第七十四 七条	第四十 六条	第四十 一条	第四十 一条	第三十 九条第 五項	第三十 九条第 二項	第三十 九条第 一項	第三十 七条
第三十九 条第二 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項	第三十九 条第一 項
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す	食品等流通法 第十二条の規 定により読み 替えて適用す

第四十 八条第 五号	第二十五 条第一 項	第二十九 条第二 項
第四十 八条第 九号	第三十四 条第二 項	食品等流 通法第十 二条の規 定により 読み替 えて適用 する第三 十四條第 二項

第三款 雑則

(資金の確保)
第十三条 国は、認定計画に従って行われ
る食品等流通合理化事業に必要な資金の
確保に努めるものとする。

(指導及び助言)
第十四条 国は、認定事業者に対し、食品
等流通合理化事業の円滑な実施に必要な
指導及び助言を行うものとする。

(報告)
第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に
対し、食品等流通合理化事業の実施状況
について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進
機構

(指定)
第十六条 農林水産大臣は、食品等の流通
の合理化を促進することを目的とする一
般社団法人又は一般財団法人であつて、一
次各号に掲げる業務を適正かつ確実に
行うことができるものと認められるものを、
その申出により、食品等流通合理化促進
機構(以下「促進機構」という。)とし

(実施状況の報告)
第四条 認定事業者は、認定計画の実施時
期の各事業年度における食品等流通合理
化事業の実施状況について、当該事業年
度終了後九十日以内に、別記様式第三号
により、農林水産大臣に報告しなければ
ならない。

(食品等流通合理化促進機構の指定の申
請)
第七条 法第十六条第一項の規定により指
定を受けようとする法人は、次に掲げる
事項を記載した申請書を農林水産大臣に
提出しなければならない。
一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 事務所の所在地

2 て指定することができる。
農林水産大臣は、前項の規定による指
定（第二十五条において「指定」とい
う。）をしたときは、当該促進機構の名称
、住所及び事務所の所在地を官報で公示
するものとする。

3 促進機構は、その名称、住所又は事務
所の所在地を変更しようとするときは、
あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届
け出なければならぬ。
4 農林水産大臣は、前項の規定による届
出があったときは、その旨を官報で公示
するものとする。

(業務)
第十七条 促進機構は、次に掲げる業務を
行うものとする。
一 認定計画に係る食品等流通合理化事
業（次号において「認定食品等流通合
理化事業」という。）に必要な資金の
借入れに係る債務を保証すること。
二 認定食品等流通合理化事業を実施す
る者に対し、必要な資金のあつせんを
行うこと。
三 食品等の流通に関する情報の収集、
調査及び研究を行い、並びにその成果
を普及すること。
四 食品等の流通の合理化を促進するた
めに必要とされる事項について、照会
及び相談に応ずることその他の援助を
行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
を行うこと。

(業務の委託)
第十八条 促進機構は、農林水産大臣の認

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を
添付しなければならない。
一 定款
二 登記事項証明書
三 役員の氏名、住所及び略歴を記載し
た書面
四 指定の申請に関する意思の決定を証
する書面
五 法第十七条各号に掲げる業務の実施
に関する基本的な計画
六 法第十七条各号に掲げる業務を適正
かつ確実に実施できることを証する書
面

(名称等の変更の届出)
第八条 法第十六条第三項の規定による届
出をしようとする同条第一項に規定する
食品等流通合理化促進機構（以下「促進
機構」という。）は、次の事項を記載し
た書面を農林水産大臣に提出しなければ
ならない。
一 変更後の名称若しくは住所又は事務
所の所在地
二 変更しようとする日
三 変更の理由

(促進機構の業務の一部委託の認可の申
請)

可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。
2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）
第十九条 促進機構は、第十七条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ、業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事業計画等）
第二十条 促進機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを

第九条 促進機構は、法第十八条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一 委託を必要とする理由
二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
三 委託しようとする法人の事務所所在地
四 委託しようとする業務内容及び範囲
五 委託の期間
六 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 委託しようとする法人の定款
二 委託しようとする法人の登記事項証明書
（平一七農水令一八・一部改正）

（業務規程の記載事項）
第十条 法第十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 被保証人の資格
- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度
- 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度
- 六 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 八 保証債務の弁済に関する事項
- 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項
- 十 業務の委託に関する事項

（事業計画等の認可の申請）
第十一条 促進機構は、法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、そ

変更しようとするときも、同様とする。

2 促進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)
第二十一条 促進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

の指定を受けた後遅滞なく)、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
- 2 前項第一号の事業計画書には、法第七十条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第一項第二号の収支予算書は、収入に於てはその性質、支出に於てはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画等の変更の認可の申請)
第十二条 促進機構は、法第二十条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出し、なければならぬ。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書の承認の申請)
第十三条 促進機構は、法第二十条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。

(経理原則)
第十四条 促進機構は、法第十七条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の実実に基づいて経理しなければならない。

第二十二條 (農林水産省令への委任)
促進機構が債務保証業務を行う場合における促進機構の財務及び会計に関する事項は、農林水産省令で定める。

第二十三條 (報告及び検査)
第二十二條の業務の適正な運営を確保するために必要な業務若しくは資産の状況に、対し、当該業務若しくは資産の状況に、促進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査の権限は、

第十五條 (区分経理の方法)
促進機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定(次項において「債務保証業務特別勘定」という。)を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 債務保証業務特別勘定においては、債務保証業務に関する資産、負債、資本、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。

第十六條 (会計規程)
促進機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 促進機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

3 促進機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。

、犯罪捜査のために認められたものと解
積してはならない。

(改善命令)

第二十四条 農林水産大臣は、第十七条各
号に掲げる業務の運営に關し改善が必要
であると認めるときは、促進機構に対し
、その改善に必要な措置をとるべきこと
を命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十五条 農林水産大臣は、促進機構が
次の各号のいずれかに該当するときは、
指定を取り消すことができる。

- 一 第十七条各号に掲げる業務を適正か
つ確実に実施することができないと認
められるとき。
 - 二 不正の手段により指定を受けたこと
が判明したとき。
 - 三 この節の規定又は当該規定に基づく
命令若しくは処分違反したとき。
 - 四 第十九条第一項の規定により認可を
受けた業務規程によらないで債務保証
業務を行ったとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指
定を取り消したときは、その旨を官報で
公示するものとする。

(協議)

第二十六条 農林水産大臣は、次の場合に
は、あらかじめ、財務大臣に協議するも
のとする。

- 一 第十八条第一項、第十九条第一項又
は第二十条第一項の認可をしようとし
るとき。
- 二 第二十条第二項の承認をしようとし
るとき。
- 三 第二十二条の農林水産省令を定めよ
うとするとき。

第三章 食品等の取引の適正化の
ための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の状況その他の食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するように努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（公正取引委員会への通知）
第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供）
第十七条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第二十七条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供するように努めるものとする。

一 食品等の取引に係る不公正な取引方法に関する情報
二 前号に掲げるもののほか、食品等の取引の適正化に資する情報

※
法の卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成三十年農林水産省令第六十七号）第三十一条の施行日（平成三十二年六月二十一日）に追加。

第四章 雑則

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務

を行うべき社員又は監査役は、百万円以下
の過料に処する。